

奈良県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
松岡 一行	松岡鍼灸治療院 葛城市尺土二三〇	平成二十九年四月三十日
松岡 一行	松岡整骨院 葛城市尺土二三〇	平成二十九年四月三十日
岩本 英之	岩本整骨院 天理市川原城町六八	平成二十九年四月三十日